

米沢市の水道料金について

水道料金は基本料金と従量料金の合計となります。
皆さんの家庭などに設置している水道メーターの口径によって料金が異なります。



米沢市水道事業
マスコットキャラクター
「ウオーキー」

- ① **基本料金**とは…使用した水の量に関わらず、毎月かかる料金です。
- ② **従量料金**とは…使用した水の量に応じてかかる料金です。使用した水の量は冬期間を除き、毎月検針しています。

上水道・簡易水道料金表(令和元年10月改定)

(税込)

水道別区分 口径 mm	上水道(田沢含む)			白布高湯簡易水道			板谷簡易水道		
	基本料金 円	従量料金 m ³ 円		基本料金 円	従量料金 m ³ 円		基本料金 円	従量料金 m ³ 円	
13	880	1~10	104.5	1,111	1~10	82.5	484	1~10	38.5
		11~20	143		11~20	126.5		11~20	44
20	1,320	21以上	213.4	1,419	21以上	214.5	726	21以上	71.5
25	3,168	1~10	143	4,378	1~10	93.5	1,991	1~10	44
30	4,510			5,940			2,849		
40	9,724			13,838			6,325		
50	14,234	11~20	181.5	19,855	11~20	137.5	9,053	11~20	60.5
75	35,596			49,588			22,594		
100	60,676			84,568			-		
125	94,512	21以上	213.4	-	21以上	214.5	-	21以上	77
150	133,364			-			-		
公衆浴場用		1m ³ に付	89.1	-	-	-	-	-	-
臨時用(公営プール用)		1m ³ に付	232.1	-	1m ³ に付	418	-	1m ³ に付	82.5
消火栓(演習用)		1栓に付 10分間ごとに	2,750	-	1栓に付	2,750	-	1栓に付	550

米沢市の下水道使用料について

下水道使用料は、皆さんの家庭や工場、事業所などから流される汚水の量によって計算されます。
その算出基礎となる排除汚水量は、次により算出されます。

※農業集落排水処理施設使用料についても、基本的な考え方と金額は下水道使用料と同じです。

水道水使用の場合…水道水の使用水量による(上水道の検針水量と同水量)
井戸水使用の場合…井戸水の使用水量による(下記区分参照)



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

下水道メーターを設置している場合		下水道メーターを設置していない場合		
メーターで計量された使用水量	家事用	井戸水のみ使用	井戸水と水道水を併用	
	家事用以外	1人当たり6m ³ /月	1人当たり3m ³ /月	
		事業の規模、業種、使用形態により認定		

下水道使用料の額(一般汚水)(令和7年9月改定)

(1か月当たり・円・税込)

汚水の種類	区分	排除汚水量	使用料額
一般汚水	基本使用料	10m ³ までの分	1,890.9
		従量使用料 (1m ³ 当たり)	10m ³ を超え20m ³ までの分
	20m ³ を超え30m ³ までの分	225.5	
	30m ³ を超え50m ³ までの分	245.3	
	50m ³ を超え100m ³ までの分	253.0	
	100m ³ を超え500m ³ までの分	259.6	
	500m ³ を超える分	265.1	

米沢市上下水道部 からのお願い

次のような場合は上下水道部へ連絡し、すみやかに手続きをしてください。

- 家を新築して上水道や下水道を使用するとき
- 引越しにより、上水道や下水道を使用するとき、または使用をやめるとき
- 家を長期不在にするため、上水道や下水道を止めたいとき(中止)
- 上水道や下水道の利用者もしくは所有者が変わるとき
- 下水道を使用している家庭が、井戸水の使用を開始、もしくは中止するとき
- 下水道を使用している家庭について、井戸水の使用人数に変更があったとき



ホームページはこちら
「各種手続き(水道関係)」



ホームページはこちら
「下水道使用料」
(必要な届出等)

水道料金・下水道使用料 計算例

〔計算例1〕 水道メーターの口径が20mmで、月の使用水量が23m³の場合(上水道・下水道区域)

水道料金(①+②) (1円未満切捨て)	4,435 円	{	① 基本料金(水道)	1,320 円
			② 従量料金(水道)	3,115.2 円
			(1~10m ³)	10 m ³ × 104.5 円 = 1,045.0 円
			(11~20m ³)	10 m ³ × 143 円 = 1,430.0 円
		(21m ³ 以上)	3 m ³ × 213.4 円 = 640.2 円	
下水道使用料(①+②) (1円未満切捨て)	4,679 円	{	① 基本使用料(下水道)	1,890.9 円
			② 従量使用料(下水道)	2,788.5 円
			(11~20m ³)	10 m ³ × 211.2 円 = 2,112.0 円
			(21~30m ³)	3 m ³ × 225.5 円 = 676.5 円

〔計算例2〕 月の使用水量が11m³の水道水(水道メーター口径13mm)と、井戸水(メーターなし)を家族3人で使用した場合

水道料金(①+②) (1円未満切捨て)	2,068 円	{	① 基本料金(水道)	880 円
			② 従量料金(水道)	1,188.0 円
			(1~10m ³)	10 m ³ × 104.5 円 = 1,045.0 円
			(11~20m ³)	1 m ³ × 143 円 = 143.0 円
下水道使用料(①+②) (1円未満切捨て)	4,002 円	{	① 基本使用料(下水道)	1,890.9 円
			② 従量使用料(下水道)	2,112.0 円
			(11~20m ³)	10 m ³ × 211.2 円 = 2,112.0 円

【排除汚水量】= 11m³(水道水分) + 9m³(3m³×3人)(井戸水使用分(併用)) = 20m³

水道料金・下水道使用料 早見表

ホームページはこちら
「水道料金等計算ツール」



簡易水道や水道メーター口径の別、上記以上の水量を使用した場合などの料金はお問い合わせください。

◇ 条件 【上水道】上水道区域、メーター口径13mm及び20mm 【下水道】一般汚水

水量	上水道		下水道	合計(上水道+下水道)		水量	上水道		下水道	合計(上水道+下水道)	
	13mm	20mm		水道13mm	水道20mm		13mm	20mm		水道13mm	水道20mm
0	880	1,320	1,890	2,770	3,210	26	4,635	5,075	5,355	9,990	10,430
1	984	1,424	1,890	2,874	3,314	27	4,848	5,288	5,581	10,429	10,869
2	1,089	1,529	1,890	2,979	3,419	28	5,062	5,502	5,806	10,868	11,308
3	1,193	1,633	1,890	3,083	3,523	29	5,275	5,715	6,032	11,307	11,747
4	1,298	1,738	1,890	3,188	3,628	30	5,489	5,929	6,257	11,746	12,186
5	1,402	1,842	1,890	3,292	3,732	31	5,702	6,142	6,503	12,205	12,645
6	1,507	1,947	1,890	3,397	3,837	32	5,915	6,355	6,748	12,663	13,103
7	1,611	2,051	1,890	3,501	3,941	33	6,129	6,569	6,993	13,122	13,562
8	1,716	2,156	1,890	3,606	4,046	34	6,342	6,782	7,239	13,581	14,021
9	1,820	2,260	1,890	3,710	4,150	35	6,556	6,996	7,484	14,040	14,480
10	1,925	2,365	1,890	3,815	4,255	36	6,769	7,209	7,729	14,498	14,938
11	2,068	2,508	2,102	4,170	4,610	37	6,982	7,422	7,975	14,957	15,397
12	2,211	2,651	2,313	4,524	4,964	38	7,196	7,636	8,220	15,416	15,856
13	2,354	2,794	2,524	4,878	5,318	39	7,409	7,849	8,465	15,874	16,314
14	2,497	2,937	2,735	5,232	5,672	40	7,623	8,063	8,710	16,333	16,773
15	2,640	3,080	2,946	5,586	6,026	41	7,836	8,276	8,956	16,792	17,232
16	2,783	3,223	3,158	5,941	6,381	42	8,049	8,489	9,201	17,250	17,690
17	2,926	3,366	3,369	6,295	6,735	43	8,263	8,703	9,446	17,709	18,149
18	3,069	3,509	3,580	6,649	7,089	44	8,476	8,916	9,692	18,168	18,608
19	3,212	3,652	3,791	7,003	7,443	45	8,690	9,130	9,937	18,627	19,067
20	3,355	3,795	4,002	7,357	7,797	46	8,903	9,343	10,182	19,085	19,525
21	3,568	4,008	4,228	7,796	8,236	47	9,116	9,556	10,428	19,544	19,984
22	3,781	4,221	4,453	8,234	8,674	48	9,330	9,770	10,673	20,003	20,443
23	3,995	4,435	4,679	8,674	9,114	49	9,543	9,983	10,918	20,461	20,901
24	4,208	4,648	4,904	9,112	9,552	50	9,757	10,197	11,163	20,920	21,360
25	4,422	4,862	5,130	9,552	9,992						

米沢市 上下水道部 へのお問い合わせ

山形県米沢市金池5丁目1番23号 TEL(0238)22-4511(代) FAX(0238)26-8318

- 水道センター : 水道料金(下水道使用料)、使用者もしくは所有者の異動、中止や再開栓に関する事
- 業務課 : 受益者負担金、融資あっせん及び利子補給制度に関する事
- 水道課 : 給水装置及び排水設備工事、井戸水の使用、水道の濁りや水圧などに関する事
- 下水道課 : 下水道本管工事に関する事